

# 非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉  
 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)  
 TEL.06(6765)3032 FAX.06(6765)3033  
 URL・http://homepage3.nifty.com/hikakuosaka/  
 E-mail・hikakuosaka@hotmail.com  
 hikaku-osaka1986@nifty.com



第165号 2015年1月1日

## ニュース

# 非核平和へ前進のチャンス



非核の政府を求める  
 大阪の会代表世話人  
 中川益夫

ヒロシマ・ナガサキ  
 被爆七〇周年を迎えま  
 した。七〇年間被爆地  
 には草も木も生えない  
 と言われた七〇年です。  
 見かけ上は復興を遂  
 げたようですが、核兵  
 器の全面禁止・廃絶は  
 依然として「地平線上  
 の彼方」に、かすかに  
 仄見えているだけです  
 る。ところが、唯一の被  
 爆国である我が国の、  
 安倍内閣の近年の暴走  
 振りには唖然とさせら  
 れるものがあります。  
 およそ一年前から、



基地押しつけをやめさせ、美しい自然とくらしを守りましょう

▲ 名護平和委員会発行パンフより掲載

他方、悪  
 政だけでは  
 なくて自然  
 災害の猛威  
 も国民・住  
 民を苦しめ  
 る結果とな  
 りました。  
 集中・ゲリ  
 ラ豪雨、土  
 砂災害。こ  
 れらは生命  
 と生活最重  
 視であるべ

秘密保護法制定、消費  
 税五から八%へ(四月)、  
 集団的自衛権閣議決定  
 (六月)、内閣改造後に  
 明らかになった政党助  
 成金乱用の女性閣僚二  
 名の辞任(十月)。福島  
 原発事故の原因も経過  
 もまだ明らかにされて  
 いないのに、火山噴火  
 の影響が心配される川  
 内原発再稼働容認と後  
 押し動きなど。  
 これらは私どもの掲  
 げる非核五項目の逆流  
 の一つ一つに該当して  
 平和憲法に守られた反  
 戦・非戦の国から、海  
 外で戦争できる国への  
 なりふり構わぬ布石で  
 しかありません。

これに騙されて「威  
 勢がいい」「余裕があ  
 りそうだ」等と益々深  
 みにはまっていく層  
 (主として富裕層)と  
 苦しみの根源に無感覚  
 になり、政治離れをし  
 ていく層(大切な権利  
 行使である国政選挙の  
 投票にも行かない主と  
 して無関心層)に分か  
 れて行く傾向にありま  
 す。政府としては国民  
 を芸能や歌謡やスポー  
 ツに関心を向けさせて

き福祉行政の貧困の結  
 果とも言えるでしょう。  
 中には悲惨極まりな  
 い原爆・放射線障害に  
 相当する被害者の肉體  
 的、精神的苦痛を救済  
 する泉南アスベスト最  
 高裁判決。普天間基地  
 から辺野古基地への移  
 設に反対する沖縄県知  
 事候補の圧勝等、民衆  
 側にプラス方向に前進  
 した面もありました。  
 住民側の耐えに耐えた  
 長年の闘いの大きな前  
 進の結果でしょう。  
 ところが、安倍首相  
 の言動を見てみると、  
 「居直り」「空威張り」  
 が見え見えます。

- 【非核五項目】
- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争阻止 核兵器廃絶の実現を求め
  - ② 国是とされる非核三原則を厳守する
  - ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を防止する
  - ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する
  - ⑤ 原水爆禁止世界大会の、これまでの合意にもとづいて国際連帯を強化する

おけばよいと考えてで  
 もいるのでしょうか。  
 もしそうなら文化的と  
 言うより、分化的・愚  
 民政策のなせる業に他  
 なりません。  
 今回偶々ノーベル賞  
 授賞式と総選挙が重な  
 りましたが、マララさ  
 んの平和受賞演説に  
 感銘しました。「どう  
 して『強い』といわれ  
 る国々は戦争を生み出  
 す力がとてもあるのに、  
 平和をもたらずにはと  
 ても非力なの?なぜ銃  
 を与えるのはとても簡  
 単なのに、本を与える  
 のはとてもむずかしい  
 の?(以下略) 私には  
 こんなに簡単に強く訴  
 える力はありません。  
 是非初初しい原文で味  
 わってみてくだされば  
 幸いです(例。朝日朝  
 刊12/11)。  
 風立ちぬ、いざ革新!

# 憲法の話VI 集团的自衛権 を考える ⑤

安倍内閣は二〇一四年七月一日、憲法解釈を集团的自衛権の行使が容認されるという解釈に変更するという閣議決定をするについて、この憲法解釈の変更を正当化するために、一五の事例を挙げました。

## 「事例1」 避難する日本人を輸送中の米艦防護

「近隣諸国で紛争が起こって、逃れようとする邦人を輸送する米国の船が襲われたとき、その船を守れなくていいのか」と安倍首相は熱弁します。

公明党も「この例に絞るなら集团的自衛権を認められる」と、早い段階で飛びつきました。

まずは、例えば朝鮮半島有事の場合の現実的なシミュレーション

をしてみましょう。

政府としては、周辺事態に至る情勢緊迫段階で、情報を提供し、在韓邦人の待避を促し、それに取り組むことになるでしょう。

在韓日本大使館や領事館はそのためにあります。現在外務省は、渡航先の諸国の治安状況などを観察して、渡航自粛勧告などを日常的に発しています。有事に至る緊迫した情勢は、これよりもはるかに刻々として情報収集・報道・勧告が予想されます。

退避の問題は、この段階でほとんどは解決するでしょう。

そしていよいよ周辺事態が始まったとすれば、日韓両国政府は予め外交ルートで協議し、韓国政府の協力で安全に待避できるようにすることになるでしょう。

その場合の輸送手段としては、当然民間船舶や民間航空機を使用できる状態である限りそれを使用するでしょう。いきなり米軍や自衛隊

の出番にはならないでしょう。

民間航空機の場合、国際民間航空条約でその安全が保障されており、民間船舶に対する攻撃は国際法で禁止されています。

そんなことは、有事に際してはあてにならないという心配ももつともですが、軍用機や軍艦よりは遙かに安全です。

日米防衛協力のための指針(いわゆる「ガイドライン」一九九七年)で、「周辺事態での非戦闘員を待避させるための活動」として、

周辺事態での在外邦人避難についての日米間での取り決めは、「日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に待避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、

自国の国民の待避及び現地当局との関係については各々が責任を有する。」とされています。

つまり、在韓邦人の避難は第一義的には日本政府の責任として行

うこととされているのです。

仮に米艦や米軍航空機へ待避する邦人が乗っているとしても、そこには米国人も含まれているでしょうから、その防護は米国がこれをするでしょう。

この様な事例で米艦船や航空機を使用する場合、集团的自衛権行使の必要性などないことは明らかです。

(中西裕人常任世話人・弁護士)

## ウマンチュに感謝

一月一六日、午後八時前に翁長当確のテロップが流れた。九時のニュースが待ち遠しかった。その日は吉井塾で真庭にいた。幹事の部屋に二九名が集まり、



何回カンパイしたか、もう、みんなの顔を見ているだけでうれしかった。「僕の嫁さんは八重山へ電話かけていた」ひとりの発言から「沖縄へ行ってきた」「名護と大阪は姉妹都市だ」と言われた等々、

ここでも「ウマンチュ」の力を感じた。思えば戦後六九年沖縄の闘いはウマンチュの団結でやられていたのだと思う。土地闘争、復帰運動、初の公選知事選、そして今回へと。「基地はいらない」！これ

はウチナンチュの心に刷り込まれたもの。今回はこの心が「ウマンチュ」の力として現われた結果だと思ふ。一六〇九年から四〇〇年、沖縄は「トカゲのシッポ」的なあつかいを受けてきた。日本国憲法の下での平等のない所、でも私はウチナンチュ、沖縄を誇りに思っている。「ウマンチュ」とは御万人と書く。

日本中のウマンチュの力を信じて、これから進んでいく沖縄！ひとりは万人の為に、万人はひとりの為に、翁長知事の当選は日本中の「ウマンチュ」のおかげです。ニフエーデービタン(ありがとう)ございました。海江田登美子 常任世話人



「意見広告  
ポスター」  
完成  
ありがとうございました。

**第210回 年次総会**  
2月14日(土)  
PM1:30  
大阪市立社会福祉センター  
(上六・近鉄の北側、高津ガーデン前)

# 開 近畿交流会 催



今年の近畿交流会は、大阪の会が主催となり、十一月二十九日、大阪市内東住吉田辺で開催されました。

第一部は「模擬原爆投下地」を巡るフィールドワーク、第二部は田辺の地元で「模擬原爆」の歴史的検証と犠牲者の慰霊追悼にご尽力いただいている大久保敏氏（写真下）と元ラジオ放送局のディレクターをされていた吉村直樹氏のお二人から関西テレビで放映された報道番組を観ながらお話を聞きました。当会でも、この間、

「模擬原爆」の「パンキン爆弾」模型を制作し、その歴史的な意義を説明しています。同様な「模擬原爆」投下が兵庫・京都・滋賀・和歌山でもあり、交流が図られました。当会が来年、「模擬原爆」投下地の全国交流会を企画中であることを紹介し、近畿としても協力をしていたり、第三部の懇親会では、次年度は京都の会の主催を確認しました。

## 近畿交流会に参加して

地下鉄田辺駅に集まった皆さんと歩いて会場へ向かう途中にある「模擬原爆投下跡地の碑」を訪れ見学しました。

九四五年七月二六日午前九時二六分ここに田辺の地に模擬原爆が投下されたこと、碑は「犠牲者の冥福を祈る




と共に戦争のない世界の実現と・・・願い・・・遺族の方が建てられたことを知りました。会場に着くと講師の大久保さんが笑顔で出迎えて下さり、「田辺模擬原爆について」の講演を聞きました。

長い間、一トン爆弾だと思われていたものが実は模擬原爆とわかったきっかけ（一九九一年）から碑が建てられる（二〇〇一年）までの経過は、ドラマが展開していくような感覚がありました。戦争の真実を追求するという粘り強いさまざまな人たちの連携と地域の人たちの協力、その核となつた大久保さんたちの力は大きかつたんだなあと思えました。

模擬原爆投下は広島、長崎への原爆投下のための訓練だったことを初めて知りました。また、原爆投下は終戦を早めたと正当化する論理があるがそうではなくアメリカは戦後の国際支配体制を考えて迫る終戦に合わせて急いで原爆投下をする為に、模擬原爆投下訓練を必死に行なつたのだということを強調されたのが印象に残りました。毎年行なわれていた七月の追悼のつどいには地域周辺の小中学生など若い世代の参加も増えて戦争や平和のことを考えてくれることが嬉しいと話されています。



# 2015 謹賀新年

<p>大阪自治労連 羽曳野市職員労働組合 執行委員長 東 昌夫 千五八三・〇八五七 羽曳野市誉田四丁目一番一 TEL〇七二(九五六) 六四六六 FAX〇七二(九五六) 四九三二</p>	<p>大阪府立高等学校教職員組合(府高教) 執行委員長 志摩 毅 千五四三・〇〇二一 大阪市天王寺区東高津町七一 大阪府教育会館内七〇七号室 TEL〇六(六七六八) 二一〇六</p>	<p>日本共産党大阪府会議員団 千五三〇・八二〇一 大阪市北区中之島一三二二〇 大阪市役所内 TEL〇六(六二〇八) 八六四〇 <a href="http://www.jcp-osakaisikai.jp/">http://www.jcp-osakaisikai.jp/</a></p>	<p>大阪百万署名・ニューヨーク百五十人代表団を 原水爆禁止大阪府協議会 理事長 岩田 幸雄 千542-0012 大阪市中央区谷町七三三 新谷町第三ビル二二〇号 TEL〇六(六七六五) 二五五二</p>	<p>大阪母親大会連絡会 委員長 植田 晃子 千五四三・〇〇二一 大阪市天王寺区東高津町七一―七〇三 TEL〇六(六七六八) 八九四六 FAX〇六(六七六八) 八九四七</p>	<p>年末の総選挙で、「非核の政府を求める会(全国の会)」の常任世話人で、被爆二世でもある笠井亮さんが再選。また、同じく被爆二世の本村伸子さんが東海ブロックで初当選。さらに各地の原発反対運動の中から新議員が誕生しています。</p> <p><b>ヤッターネニ</b></p> 
--	---	---	---	--	--



<p><b>弁護士法人 阪南合同法律事務所</b> 〒五九六・〇〇五三 岸和田市沼町一三番二一(双陽社ビル) TEL〇七二(四三八) 七七三四 FAX〇七二(四三八) 三六四四</p>	<p><b>きづがわ共同法律事務所</b> 〒五五六・〇〇一三 大阪市浪速区戎本町一丁目九番一九号 TEL〇六(六六三三) 七六二一 FAX〇六(六六三三) 〇四九四 <a href="http://www.kizugawa-law.jp/">http://www.kizugawa-law.jp/</a></p>	<p>保険で良い歯科医療の実現求める <b>大阪府歯科保険医協会</b> 理事長 小澤 力 〒556-0021 大阪市浪速区幸町一丁目三三 TEL〇六(六五六八) 七七三二 FAX〇六(六五六八) 〇五六四</p>	<p><b>進歩と革新をめざす大阪の会</b> <b>大阪革新懇</b> 〒五三〇・〇〇四一 大阪市北区天神橋一丁目三十一番五 大阪グリーン会館 TEL〇六(六三三七) 五三〇二 FAX〇六(六三三七) 九四一〇</p>
<p><b>堺総合法律事務所</b> 〒五九〇・〇〇四八 堺市堺区一条通二〇番五号 銀泉堺東ビル六階 TEL〇七二(二二二) 〇〇一六 FAX〇七二(二二二) 七〇五六</p>	<p><b>南大阪法律事務所</b> 〒五四三・〇〇五五 大阪市天王寺区悲田院町八丁目二六 天王寺センターハイツ三階 TEL〇六(六七七三) 六九二一 天王寺駅ビル北口より徒歩三分</p>	<p><b>大阪府保険医協会</b> 理事長 高本 英司 〒五五六・〇〇二二 大阪市浪速区幸町一丁目三三 TEL〇六(六五六八) 七七二一 FAX〇六(六五六八) 二三八九</p>	<p><b>社会福祉法人 大阪福祉事業財団</b> 〒五三六・〇〇〇一 大阪市城東区古市一丁目一八二 TEL〇六(六九三二) 〇〇九八</p>
<p><b>大阪中央法律事務所</b> 〒五四〇・〇〇三三 大阪市中央区石町一丁目一番七号 永田ビル四階 TEL〇六(六九四二) 七八六〇 FAX〇六(六九四二) 七八六五</p>	<p><b>京橋共同法律事務所</b> 〒五三四・〇〇二四 大阪市都島区東野田町二丁目三番二四号 第五京橋ビル六階 TEL〇六(六三五六) 一五九一代表 FAX〇六(六三五二) 五四二九</p>	<p><b>社会医療法人 同仁会</b> 理事長 斉藤 和則 堺市堺区老松町二丁目五八の一 TEL〇七二(二四四) 七二六〇</p>	<p><b>大阪商工団体連合会</b> 会長 藤川 隆 広 〒五四〇・〇〇〇四 大阪市中央区玉造二丁目二八―四 TEL〇六(六七六八) 三〇六五</p>
<p><b>堺法律事務所</b> 〒五九〇・〇〇七七 堺市堺区中瓦町一丁目四番二七号 小西ビル六階 TEL〇七二(二二二) 五一八八 FAX〇七二(二二二) 五四五五</p>	<p><b>大阪法律事務所</b> 〒五四二・〇〇二二 大阪市中央区谷町九丁目三番一七 中央谷町ビル二階 電話 〇六(四三〇二) 五一五三 FAX〇六(四三〇二) 五一五九</p>	<p>くらしに笑顔お届けします <b>大阪いずみ市民生活協同組合</b> 〒五九〇・〇〇七五 堺市堺区南花田町二丁目二一―一五 TEL(〇七二) 二二二・二二二一</p>	<p><b>全大阪労働組合総連合</b> 議長 川辺 和宏 〒五三〇・〇〇三四 大阪市北区錦町二番二号 国労大阪会館内 TEL〇六(六三三三) 六四二二 FAX〇六(六三三三) 六四二〇</p>
<p><b>北大阪総合法律事務所</b> 〒五三〇・〇〇四七 大阪市北区西天満三丁目一四番一六 西天満パークビル三号館十階 TEL〇六(六三六五) 一一三二(代表) FAX〇六(六三六五) 一二五六</p>	<p><b>大阪民主医療機関連合会</b> 会長 向井 明彦 〒五四一・〇〇五四 大阪市中央区南本町二丁目一番八号 (創建本町ビル2F) TEL〇六(六二六八) 三九七〇 FAX〇六(六二六八) 三九七七</p>	<p>笑顔ひろがる豊かなくらし <b>大阪いずみがわ市民生活協同組合</b> 理事長 前川 光治 〒五六四・〇〇一五 吹田市幸町四―一 電話 〇六(六三一九) 五六一九</p>	<p><b>大阪自治体労働組合総連合</b> 執行委員長 大原 真 〒五三〇・〇〇四一 大阪市北区天神橋一丁目三十一番五 大阪グリーン会館 TEL〇六(六三五四) 七二〇一 FAX〇六(六三五四) 七二〇六</p>
<p><b>関西合同法律事務所</b> 〒五三〇・〇〇四七 大阪市北区西天満四丁目一―三 三共ビル梅新 五階 TEL〇六(六三六五) 八八九一代表 FAX〇六(六三六五) 五二二三</p>	<p><b>大阪医療事業協同組合</b> 理事長 平林 邦昭 〒五四一・〇〇五三 大阪市中央区本町一丁目五番六号 TEL〇六(六二六二) 一三〇二 FAX〇六(六二六二) 一三〇三</p>	<p>豊かな暮らしと健康・安全・安心をお届けします。 <b>生活協同組合おさかパルコープ</b> 〒五三四・〇〇二四 大阪市都島区東野田町一丁目一―二六 TEL〇六(六二四二) 〇九〇四 FAX〇六(六二四二) 〇九二六</p>	<p><b>大阪市立高等学校教職員組合</b> 執行委員長 辻本 正純 〒五四〇・〇〇〇六 大阪市中央区法円坂一丁目一―三五 アネックス・パル法円坂2F TEL 〇六(六九四七) 一一〇一</p>